

平成 27 年 11 月 27 日

各 位

会 社 名 株式会社タカトリ
代 表 者 名 代表取締役社長 北村 吉郎
(コード番号 6338 東証二部)
問 合 せ 先 取締役管理本部長
岡島 史幸
(TEL 0744-24-8580)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 11 月 27 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 12 月 22 日開催予定の第 59 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

平成 27 年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)において、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりましたので、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第 25 条(取締役の責任免除)及び第 31 条(監査役の責任免除)の一部を変更するものであります。なお、定款第 25 条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおり。

3. 定款変更の日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 27 年 12 月 22 日(予定)

定款変更の効力発生日 平成 27 年 12 月 22 日(予定)

以上

(別紙)

変更内容

(下線部分は変更箇所を示しております)

現行定款	変更案
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第25条 (省略)</p> <p>(2) 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、<u>社外取締役との間に</u>、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額とする。</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第25条 (現行どおり)</p> <p>(2) 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役<u>(業務執行取締役等であるものを除く)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額とする。</p>
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第31条 (省略)</p> <p>(2) 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、<u>社外監査役との間に</u>、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額とする。</p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第31条 (現行どおり)</p> <p>(2) 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額とする。</p>